

(簡易湯沸設備)

第7条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第6号及び第10号から第14号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

別表第1 (第7条関係)

種 類					離 隔 距 離 ( c m )						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 Kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7 Kw 以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	1 2 Kw 以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	1 2 Kw 以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式		1 2 Kw 以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型		1 2 Kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	1 2 Kw 以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	1 2 Kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合	1 2 Kw 以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	1 2 Kw 以下	15	15	15	15		
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 Kw 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7 Kw 以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	1 2 Kw 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	1 2 Kw 以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式		1 2 Kw 以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式	常圧貯蔵型		1 2 Kw 以下	4.5	4.5	—	4.5		
			瞬間型	調理台型	1 2 Kw 以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	1 2 Kw 以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合	1 2 Kw 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	1 2 Kw 以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外		1 2 Kw 以下	40	4.5	15	4.5				
	不燃		1 2 Kw 以下	20	1.5	—	1.5				

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、瞬間ガス湯沸器と称せられるものを主とするガス湯沸設備についての規定である。(図1、図2参照)
- 2 本条及び次条の湯沸設備は、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいい、貯湯部が大気に開放されているものや真空のものがある。

なお、簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分は次のとおりとする。

- (1) 簡易湯沸設備 入力が12キロワット以下の湯沸設備
- (2) 給湯湯沸設備 入力が12キロワットを超える湯沸設備

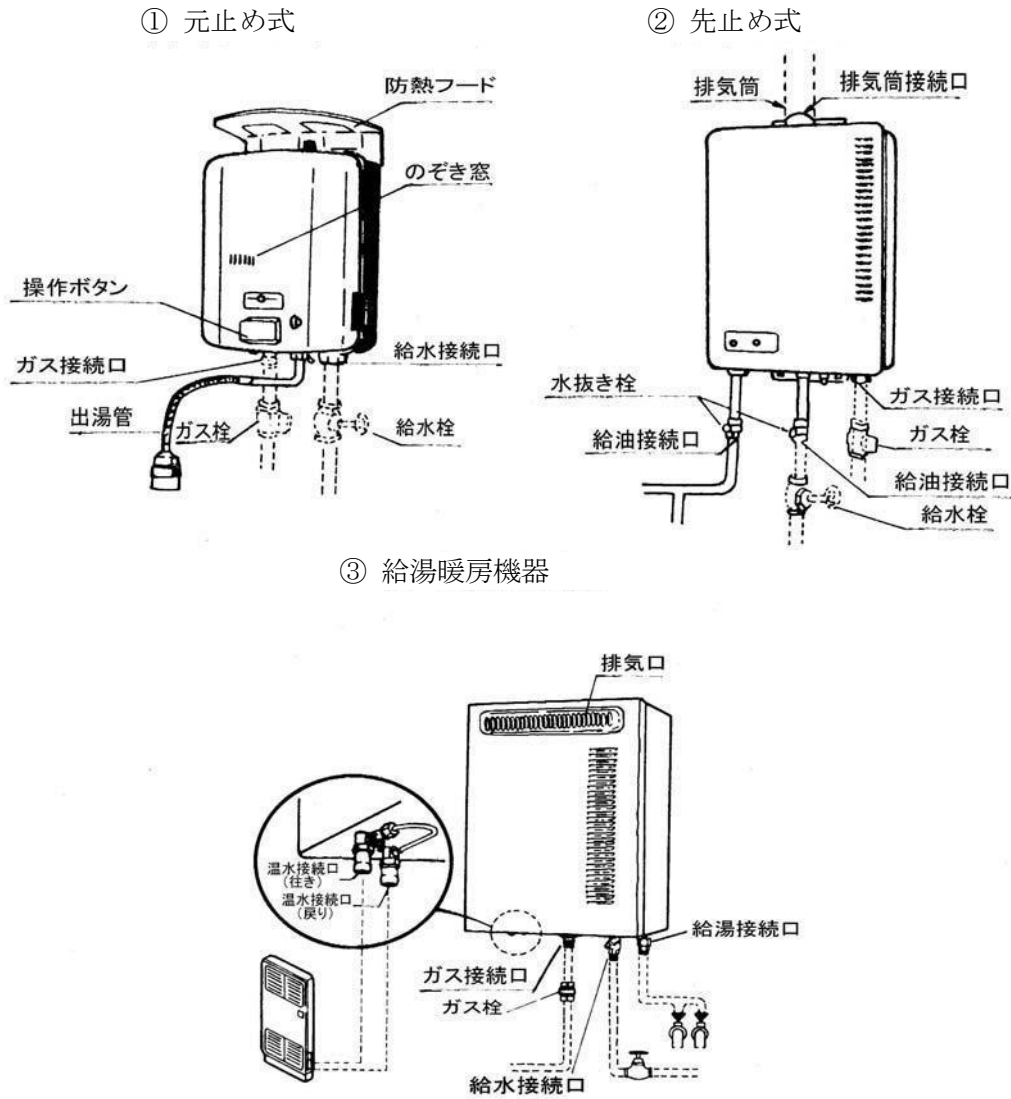


図1 簡易湯沸設備の例

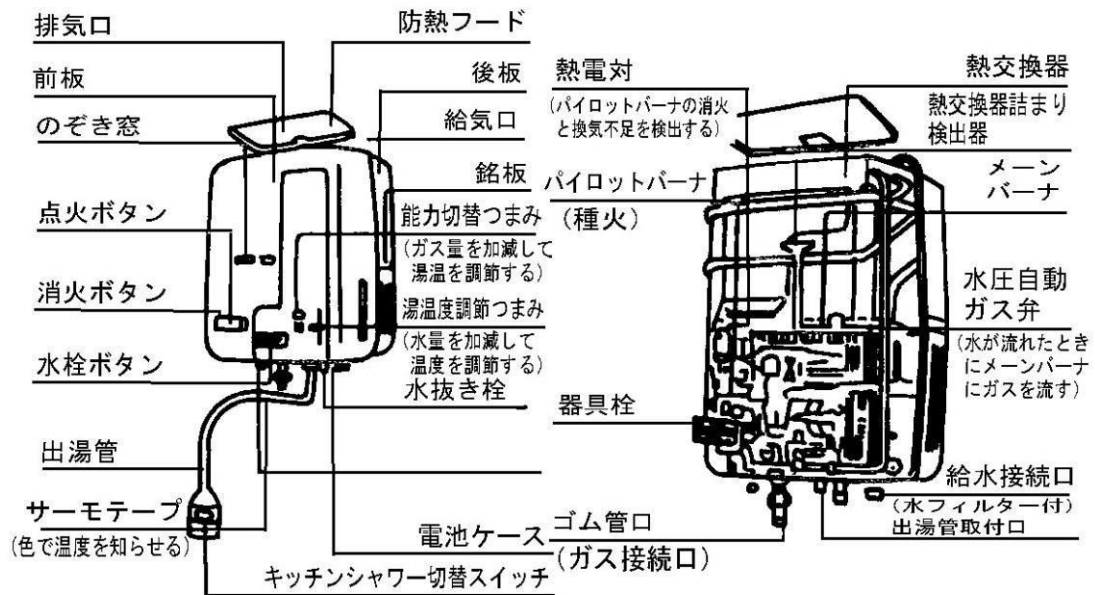


図2 簡易湯沸設備の構造と各部の名称

### 3 簡易湯沸設備の設置例

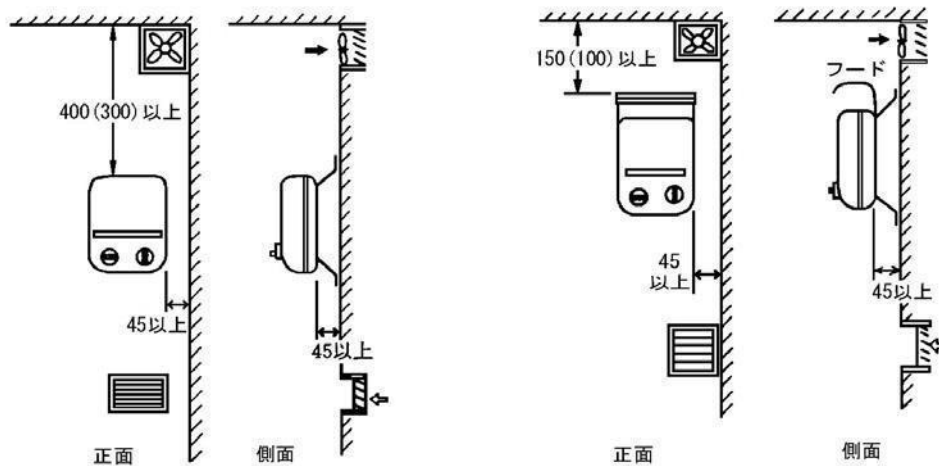
#### (1) 気体燃料を使用する簡易湯沸設備の設置例

##### ア 開放式簡易湯沸設備

(ア) 瞬間（壁掛型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

##### ① フードを付けない場合

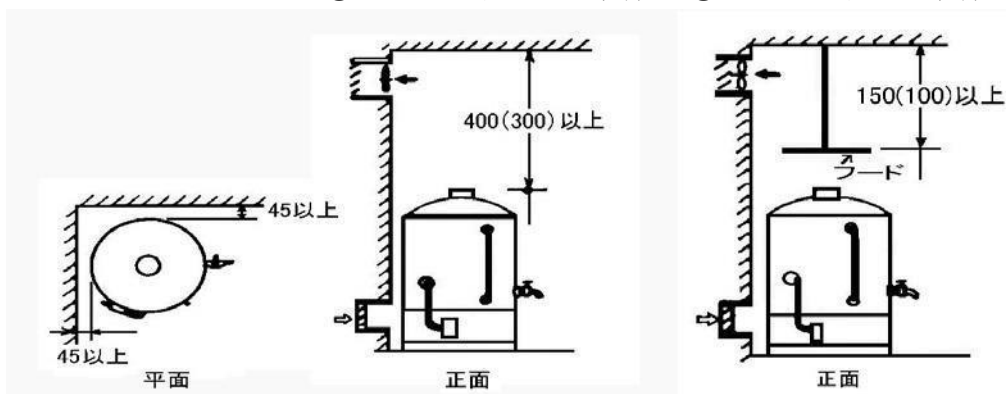
##### ② フードを付ける場合



注 ( ) 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

(イ) 常圧貯蔵（据置型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

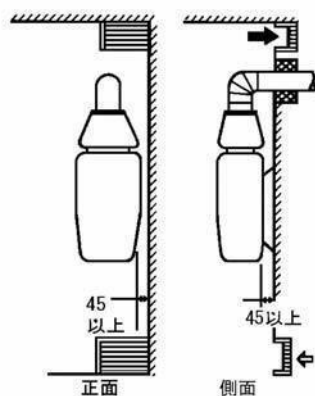
① フードを付けない場合    ② フードを付ける場合



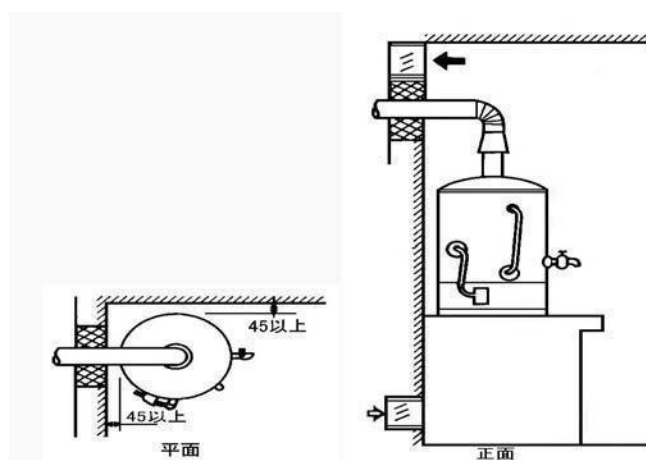
注（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

イ 半密閉式簡易湯沸設備

(ア) 瞬間（壁掛型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

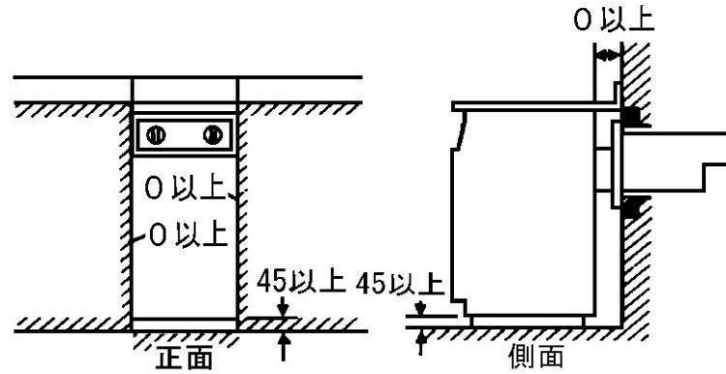


(イ) 常圧貯蔵（据置型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

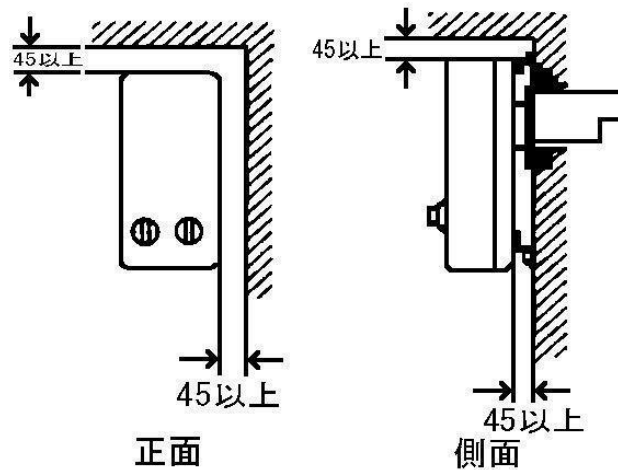


ウ 密閉式簡易湯沸設備

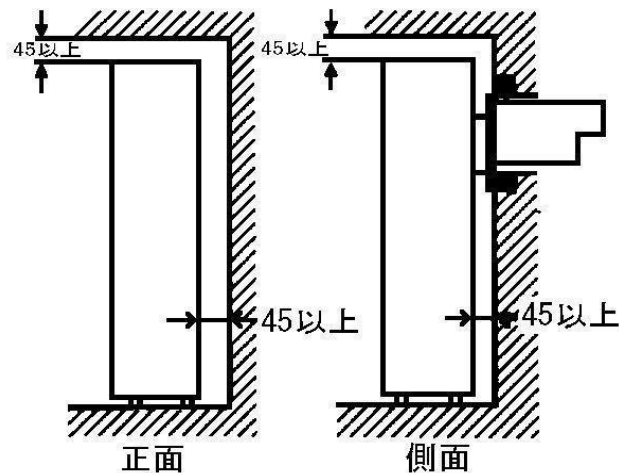
(ア) 瞬間（調理台型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



(イ) 瞬間（壁掛型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

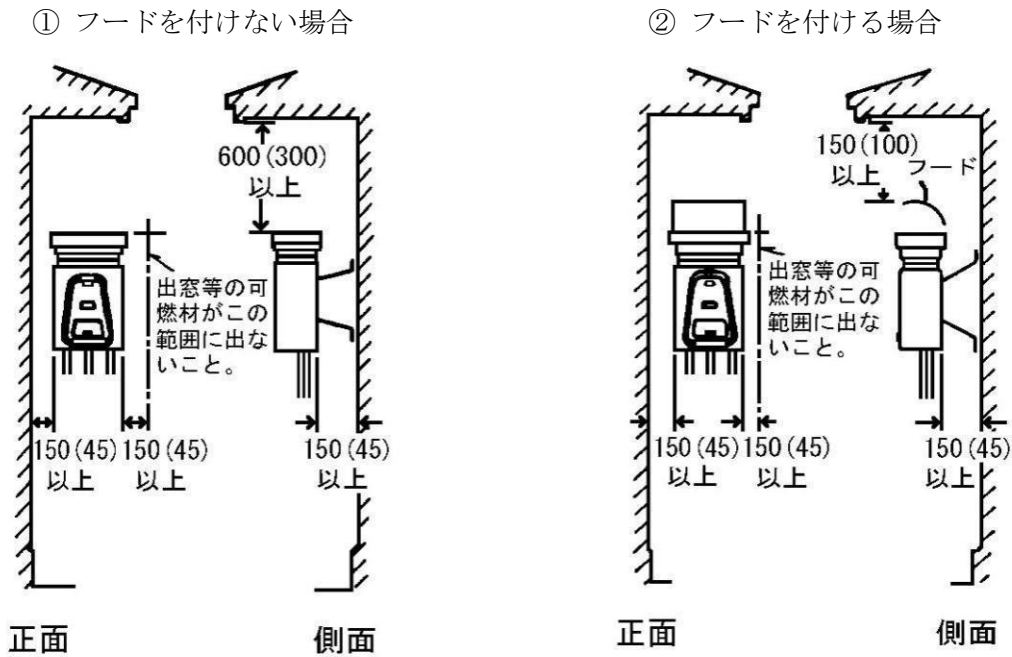


(ウ) 瞬間（据置型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



エ 屋外用簡易湯沸設備

瞬間（壁掛型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

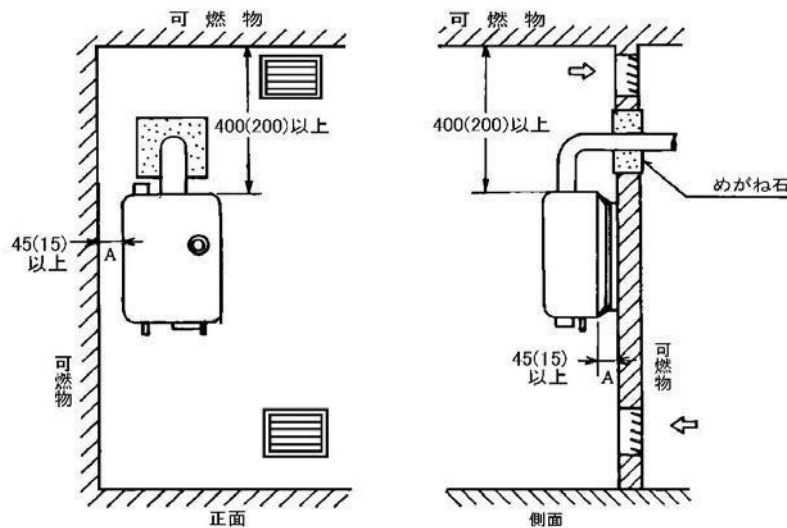


注（ ）内は防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

(2) 液体燃料を使用する簡易湯沸設備の設置例

石油給湯器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

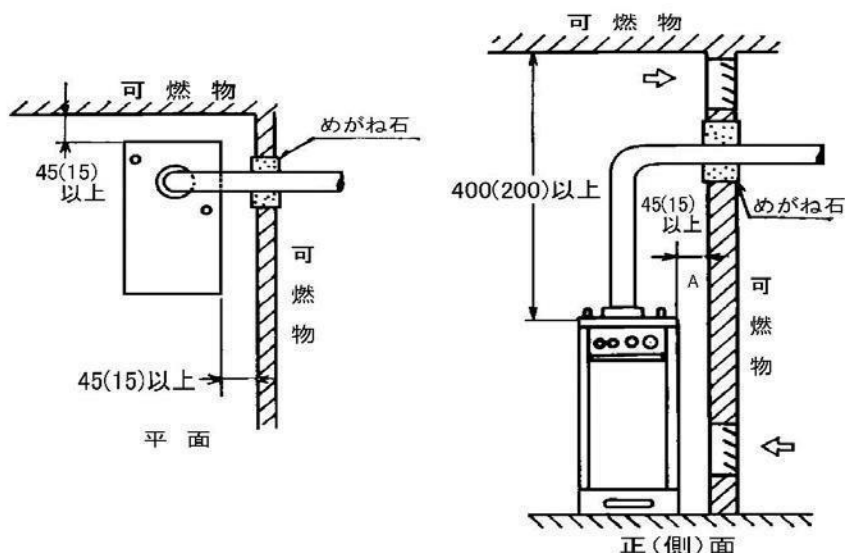
ア 壁掛型



注1 Aの寸法は、基準では45mm以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

2（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

イ 据置型



注1 Aの寸法は、基準では45mm以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

2 ( )内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

- 4 本条は、第2条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第6号及び第10号から第14号まで、第2項第5号並びに第3項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定している。このうち、第2条第1項第16号の準用については、内部の燃焼状況が見えるようにすることは必要であるが、配管については熱の伝導その他による火災危険のおそれのない場合においては、必ずしも金属管によることを要しないものとして弾力的に運用すべきである。